札幌市公文書管理条例(平成24年条例第31号)新旧対照表(第2条関係)		
現行	改 正 後	備考
(個人情報の漏えい防止等)	(個人情報の漏えい防止等)	個人情報の定義について、個
第 15 条 市長は、特定重要公文書に個人情報(生存する個人に関す	第 15 条 市長は、特定重要公文書に個人情報(個人情報の保護に関	人情報保護条例を廃止し、個人
る情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述	する法律(平成 15 年法律第 57 号)第2条第1項に規定する個人情	情報保護法の定義が適用される
等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合	報をいう。) が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの	ため、これに合わせる。
することにより、特定の個人を識別することができることとなるも	<u>防止のために必要な措置を講じる等適正な管理を行わなければな</u>	
<u>のを含む。)をいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された</u>	<u>らない。</u>	
情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事		
業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) が記録されている		
場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じ		
<u>る等適正な管理を行わなければならない。</u>		
(特定重要公文書の利用請求及びその取扱い)	(特定重要公文書の利用請求及びその取扱い)	
	第17条 何人も、この条例の定めるところにより、第14条第3項の	
目録の記載に従い、市長に対して特定重要公文書の利用の請求(以		
下「利用請求」という。)をすることができる。	下「利用請求」という。) をすることができる。	
2 市長は、利用請求があったときは、次に掲げる場合を除き、当該		
利用請求に応じるものとする。	利用請求に応じるものとする。	
(1) 当該特定重要公文書に次に掲げる情報が記録されている場合	(1) 当該特定重要公文書に次に掲げる情報が記録されている場合	
ア 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報	· ·	
を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報		
と照合することにより、特定の個人を識別することができるこ		
ととなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできな	· ·	
いが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそ		
れがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	れがある <mark>もの</mark> 。ただし、次に掲げる情報を除く。	改正後の情報公開条例第7条
(ア) 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にさ		,
れ、又は公にすることが予定されている情報	れ、又は公にすることが予定されている情報	法第16条第1項第1号イと同
(イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする		じ規定)。
ことが必要であると認められる情報	ことが必要であると認められる情報	
(ウ) 公務員等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平	(ウ) 当該個人が公務員等(行政機関の保有する情報の公開に関	改正後の情報公開条例第7条

する法律(平成11年法律第42号)第5条第1号八に規定す 第1号ウと合わせる(公文書管 <u>る公務員等をいう。)である場合において、当該情報がその職</u>理法第16条第1項第1号イと 務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公 同じ規定)。 務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

成 11 年法律第 42 号) 第 5 条第 1 号八に規定する公務員等を

いう。)の職務の遂行に係る情報(当該情報が当該公務員等の

思想信条に係るものである場合で、公にすることにより、当

該公務員等の個人としての正当な権利を明らかに害すると認

められるときは、当該公務員等の職、氏名その他当該公務員

等を識別することができることとなる記述等の部分を除く。)

- イ 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の 保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第 2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。) 地 方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」とい う。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報 であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又 は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められ る情報を除く。
- (ア) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競 争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの
- (イ) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提 供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の 性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるも
- ウ 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地 位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序 の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報

- エ 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方 独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、次に 掲げるもの
 - (ア) 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報であっ

- イ 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の 保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第 2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。) 地 方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」とい う。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報 であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又 は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められ る情報を除く。
- (ア) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競 争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- (イ) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提 第2号アと合わせる(公文書管 供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の 理法第16条第1項第1号口と 性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるも同じ規定)。
- ウ 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方 独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、次に 掲げるもの
 - (ア) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあるも の、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ があるもの又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被し るおそれがあるもの
 - (イ) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の 安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - (ウ) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に 係る事務に関する情報であって、公にすることにより、正確 項第1号二と同じ規定 b な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容し 易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの
 - (I) 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法 せる(公文書管理法第16条第 人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報であっ て、公にすることにより、その企業経営上の正当な利益を害 するおそれがあるもの
- エ 法令若しくは他の条例の定めるところにより又は実施機関が 法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、公にすること 項第1号口と同じ規定)。 ができないと認められる情報

改正後の情報公開条例第7条

現行のウの内容を改正後のウ (イ)に移動

【ウ(ア)の改正】改正後の情報公 開条例第7条第4号アと合わせ る(公文書管理法第16条第1 項第1号八と同じ規定)。

【ウ(イ)の改正】改正後の情報公 開条例第7条第4号イと合わせ る(公文書管理法第16条第1

【ウ(ウ)の改正】 改正後の情報 公開条例第7条第4号ウと合わ 1項第1号口と同じ規定)。

【ウ(エ)の改正】改正後の情報公 開条例第7条第4号キと合わせ る(公文書管理法第16条第1

て、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にし、又 は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を 困難にすると認められるもの

- (1) 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行 政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、公にする ことにより、その企業経営上の正当な利益を害するおそれが あると認められるもの
- オ 法令若しくは他の条例の定めるところにより又は実施機関が 法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、公にすること ができないと認められる情報

(2)・(3) (省略)

3・4 (省略)

(削る。)

(2)・(3) (現行のとおり) 3・4 (現行のとおり)